

令和 6 年度  
農地等の利用の最適化推進施策等に関する  
意見書

令和 6 年 1 月 22 日  
京田辺市農業委員会



## 農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書

貴職におかれましては、本市の農業振興に積極的に取り組まれておられることに敬意を表します。

また、当農業委員会の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、心から感謝を申し上げます。

当農業委員会は、「地域の農業は地域で守る」「農家の所得の向上」を念頭に、農地の集積、新たな担い手の確保・育成、遊休農地の未然防止・解消を基本施策とする「農地等利用の最適化活動」に取り組んでいるところです。

さて、我が国の農業・農村地域を取り巻く情勢を見ますと、少子高齢化による人口減少に伴う農産物の需要と価格の低迷、担い手の高齢化や後継者不足の深刻化に伴う耕作放棄地の増大、さらに追い打ちをかけるように昨年からの猛暑による高温障害は、米などの農産物の品質低下を招くなど、農業経営の厳しさが増していくばかりです。

さらには、国内食料の大半を海外からの輸入に依存している状況下で、国際情勢を見るとロシアのウクライナ侵攻は依然解決を見いだせず、イスラエルとの中東紛争は激化の様相を呈しており、そこに円安の影響も加わることで、燃料費や肥料の急激な高騰は、我が国の農業経営へ深刻な打撃をもたらしています。

こうした国内の農業環境が厳しさを増すなか、当農業委員会としては、農家における農業担い手の次世代への継承を目標としており、さらに農業者の新規参入や地域の中心的な担い手が営農規模拡大を図っていくことも支援していくこととしています。そのためには、都市近郊という立地条件を活かして消費者需要が高く、安定した収益が得られる作物の生産支援、農地の基盤整備を強力に進めて小規模農業経営でも赤字にならない経営体質の確立、「守るべき農地」を行政が明確に示してその農地の保全のための具体的かつ有効な施策を、市が率先して実行しなければならないと考えています。

私どもは、地域の農業者と積極的に意見交換を行うことで、意欲ある農業者が将来に夢と希望を持って営農ができる施策の提言と、農地等の利用の最適化に向けて組織を挙げて邁進してまいります。

つきましては、本市農業の発展と農地等の利用の最適化の推進を効率的かつ効果的に実現するため、次の事項を本市農業政策に反映していただきたく、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見書を提出いたします。

令和6年11月22日

京田辺市長 上村 崇 様

京田辺市農業委員会  
会長 澤田康夫

## **総括意見**

本市の農業形態は、大多数が小規模農家（3～4反程度の営農）であり、穀倉地帯の大規模農家と同じ支援策では、担い手への農地の集積・集約はほとんど進まないと考えています。

本市の特徴としては、この10年間は人口増が見込まれており、市街化調整区域の農地が都市計画決定され開発予定地となり、投機目的での農地の所有・転売も頻繁に行われる地域では、耕作そのものが全くされていない農地も散見される状況です。さらに、水稻ではトラクター、田植機、コンバインや糾すり機等の農業機械の維持管理が大きな負担となっており、JAの米の買取価格の低迷による収益性の低下に関わらず、営農維持コストの増大は、農業そのものが赤字経営となり年々離農者が増加する事態となっています。

本市農業委員会がかねてから標榜している「もうける農業」を目指しての、収益性の高い農産物の生産は、兼業農家や半農半Xなどの多様な営農形態とは相容れないところであり、現実には定年後の高齢者による家庭菜園の希望者のみが増加しつつある現状です。

これから農業振興には、国や自治体が主導して、農作業の効率化に向けた農地の基盤整備事業への強力なバックアップが必要です。さらに、農家の增收に向けては、米の買取価格の大幅アップへの直接的働きかけや、農産物直売所等を支援して農産物を常時販売できる体制の整備が必要と考えています。

については、京田辺市農業委員会としては、「農地等の利用の最適化の推進について」3項目、「農業振興対策について」10項目、「農業委員会の活動に対する支援について」2項目の意見・提言をします。

### **1 農地等の利用の最適化の推進について**

#### **(1) 担い手への農地の集積・集約化に関するこ**

農業経営の安定、規模拡大のためには、耕作を積極的に進める担い手への農地の集積・集約化を図り、効率的に耕作ができるようとする必要がある。

そこで、国は「農業経営基盤強化促進法」の改正により、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」（地域農業の将来計画）を、令和7年4月までに策定することを義務づけた。

私ども農業委員会は「地域計画」の基礎資料としての「目標地図」を作成するため、各地区（集落）において「地区連絡会議」を開いて地域農業者の意見を聞くことで、地域農業の将来像を示すことに尽力した。

本市農業経営の特徴は、都市近郊農業としての農産物販売に好立地である

反面、農地が資産としての価値も見込まれる状況もあり、また同じ市域には耕作困難な中山間地も抱えるまちであるが故に、国の進める画一的な農地の集積・集約は非常に困難な状況にあると考える。そこで、本市農業振興の要として、本市で大多数を占める小規模農家や高齢農業者の営農を安定させることが、重要な農業振興支援と考える。市は、京都府農地中間管理機構を通しての農地の貸借等の促進を、地域農業者の相談窓口として時には地域に向いて働きかけるなど積極的に展開し、地域担い手への集積・集約化をより一層進められたい。

また、現在の京都府農地中間管理機構は、条件の悪い農地や借り手が見込まれない農地は中間管理権を設定できないなど問題があるため、「農地利用集積等促進計画」の円滑な推進のための諸課題を是正されるよう、京都府及び（一社）京都府農業会議へ強く要望されたい。

## (2) 遊休農地・荒廃農地の発生防止・解消に関すること

本市は、小規模農家が多数を占める状況のなか、小面積で未整備など条件が不利な農地は担い手への集積が困難であり、耕作者の高齢化や後継者不在などが理由となり、遊休農地・荒廃農地に陥る事例が多発している。遊休農地・荒廃農地は、農業・農村の持続的な発展に悪影響を及ぼすことから、農業委員会では農地パトロールや耕作意向調査などを随時に実施している。そこで、農業委員会が実施する農地パトロールに、市農政担当職員も同行するなど現状を認識いただき、その発生防止に向けて積極的に支援されたい。

また、本市農地の実態を鑑みたところ、高齢農業者の離農と、相続等に伴う不在地主の増加による遊休農地・荒廃農地が加速度的に増大することが大変危惧される状況であることから、農作業受委託の受け皿となる集落営農組織や農事組合法人等の創設を促すとともに、「耕作放棄地解消事業」の大幅な予算増額、地域（地元農家組合等）で農地保全を行った場合の新たな資金補助制度の新設など、対応策を検討すること。

さらに、雑草の繁茂や病害虫の発生など、近隣農地や環境に影響を及ぼす荒廃農地の解消、遊休農地の活用に向けて、市の『あき地の除草等に関する条例』も適用して徹底した除草指導を行うなど荒廃農地の解消と改善対策に、本委員会と協力して努められたい。

## (3) 新規就農者の参入に関するこ

本市の農業の発展には新規就農者、若手の就農が欠かせないことから、農

業後継者が育つ農業環境づくりを図り、魅力ある農業・明るい希望が持てる農業を目指せるよう、京都府農業改良普及センター、JA等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携して活力を生む具体的な支援策の構築を図られたい。

支援策として、新規就農希望者が安定的に営農できるよう知識や技術の継続的な指導、初期投資費用の軽減のために農業資材・機械のリースや既存のビニールハウスの円滑な活用ができるようなシステムの検討、農業資金の調達や、農業仲間づくり等を日常的に支援する施策と合わせて、新規に就農を希望される方が試験的に農業を始められるような圃場やパイプハウス施設を用意して貸与するなど、様々な支援方法について関係機関と連携して取り組みを図られたい。

また、高齢化等により離農される農業者の農業経営基盤は重要な財産であり、その有効な活用に向けて第三者の継承へと引き継ぐ体制も必要である。新規参入者や農業に関心のある若者を呼び込む優良事例の紹介、また幅広い分野への広報活動など、第三者等に継承する仕組みの構築をされたい。

## 2 農業振興対策について

### (1) 担い手の確保・育成に関すること

認定農業者については、地域農業のリーダー的存在であるとともに地域の農業を支える中心経営体である。認定農業者が、継続的かつ安定的に農業経営を行っていくことができるよう、各種支援制度の継続を図るとともに、支援内容の説明やPRを積極的に行う等、支援制度の活用促進に向けて努められたい。

また、認定農業者の意見・要望を、施策や予算確保に十分反映するよう努められたい。

さらに、多様な担い手の育成と支援に向けて、世界情勢の影響から肥料や農業用ビニール、鉄骨、段ボール等の資材、燃油等が高騰、生産コストが増加していることから、コスト軽減に向けた補助金拡充等の支援や、農作業の効率化や作業軽減に向けた、農業機械の導入支援や、ICTやロボット技術を活用したスマート農業の推進の検討も行われたい。

### (2) 女性農業者等の育成・確保について

本市農業の持続的発展のためには多様な人材の育成・確保が必要であり、中でも生活者や消費者の視点を持つ女性農業者の意見を取り入れることで、

農家組織の改革や新しい市場の発掘など農業分野でのイノベーション効果が期待される。

また、女性農業者は、農産物の6次産業化等の担い手としても大きく期待されており、女性農業者が地域農業の担い手として活躍できる場の創出、及び女性農業者の育成についての施策を展開されたい。

### (3) 地域特産物の育成と地産地消に関するここと

本市の規模や生産体制に見合った特産化による農業所得の向上に繋がる施策を展開すべく、各地域で地元に適した魅力ある農産物・付加価値の高いブランド力のある農作物を関係機関と協力して開発に努められたい。

今年度から中学校給食もスタートされ、学校給食法における「学校給食を活用して食に関する指導を行う際には、地域の産物を活用するなどの創意工夫を通じて、地域の食文化や産業、自然の恩恵に対する理解を深める」趣旨に則して、学校給食の献立「まるごときょうとの日」のような取り組みを日常的に行われるよう、市教育委員会へ働きかけられたい。

また、地場農産物を市内飲食店においても積極的に利用してもらえるよう働きかけ、地産地消の推進と地場農産物への認知度向上を図られたい。

さらに、「ふるさと納税」の返礼品として農作物・農産加工品を増やし、全国にPRできるよう提供者の掘り起こしにも努められたい。

併せて、地場農産物の購入場所を拡大させるために、農産物直売所の設置などに対する支援策を検討され、農産物の加工・販売する6次産業化に取り組む農業者を支援されたい。

### (4) 農業生産基盤の整備に関するここと

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、未整備の農用地区域については、効率的な圃場整備事業等の基盤整備を、市の積極的な関与をもって進められたい。

また、農地の相続者が営農の未経験者であったり、地元以外の農地所有者が増加したりして、基盤整備事業の実施に当たり、事業自体への理解が得られにくいことや自己負担額への不安感などから協力を得られにくい状況にある。農地の大区画化や道路・用排水路等の整備に向け、農地所有者の費用負担がない「農地中間管理機構関連農地整備事業」を活用した基盤整備事業の実施に向け、農地所有者へのPR並びに京都府へ支援を働きかけられたい。

## (5) 農業振興地域整備計画の総合的な見直しに関すること

農業生産向上のため、地域で守るべき農地と山林化（非農地化）した農地を明確化して、農業振興地域整備計画の総合的な見直しを早急に進められたい。

なお、同計画の見直しにあたっては、守るべき農地とそれ以外の農地の線引きを、集落や関係機関と充分調整されたい。

また、「地域計画」を策定するに当たり、「農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方」を定めなければならない事項となっている。こうした中、農業振興地域整備計画に位置付けられている農用地区域内の農地いわゆる青地農地に、狭小農地など効率的な耕作が困難な農地が散見されており、現況を調査の上、必要な見直しに早急に取り組まれたい。

## (6) 有害鳥獣対策の強化に関すること

イノシシ等の有害鳥獣が与える農作物・農地への被害は農業者の営農意欲を減退させる大きな要因であり、その対策の成果が耕作放棄地発生の抑止に大きな力となる。したがって、電柵設置による農地への侵入防止や、箱ワナによる捕獲などをより進める上で、京都府や猟友会、地域の農業者と連携して、必要な支援の強化を図られたい。

また、ジャンボタニシが本市で多数発生しており、被害面積が年々広がっている。発生圃場を増やさない取り組みに対する助成や支援を図られたい。

## (7) 自然災害対策に関するこ

台風等の自然災害による農産物や農地、農業施設等の被害に対しては、国や京都府等の関係機関と連携を図り、すみやかに被害状況を把握し、必要な支援を図られたい。

また、自然災害による農作物の被害に対し、農業共済制度による支援と合わせて市独自の新たな補償制度を設けるなど、特段の措置を講じていただきたい。

また、近年は農機具や農産物の盗難被害が多発しており、農業者に対する予防策の啓発を行うとともに、防犯機器の購入を支援されるとともに、田辺警察署との連携などの防犯対策を強力に進められたい。

## (8) 小規模農業者等への支援施策に関するこ

本市農業者の大多数は小規模農業者ではあるが、本市の農地を守る重要な

役割を果たされていることから、小規模農業者への支援は本市の農業振興にとって大きなキーポイントとなっている。京都府農業会議から、「現地推進役」として本市地域担当者が配置され、当農業委員会への直接支援を行っていただいているところであるが、一人の配置では各集落への直接支援には限界があるところである。そこで、本市農政担当課に集落単位の地域支援員等の配置を行うなど、農政担当課の体制強化を図り、個々の小規模農業者の農業経営を安定させるのに必要な支援を検討されたい。

#### (9) 各区農家組合への支援について

各区の農家組合等は、農業者の高齢化や離農等による各集落人口減に伴い農家組合構成員も減少し、組織自体の存続や機能低下が危ぶまれている。各区農家組合は、地域の農業推進の中心的な役割を担い地域の農業になくてはならない組織であることから、農家組合等の存続と活性化に向けた十分な支援策を検討されたい。

地域における用排水路の浚渫や畦畔の草刈りなどの共同作業については参加者が年々減少し、担い手にとって大きな負担となっているだけでなく、遊休農地の発生の原因にもなっている。こうしたなか、地域の共同活動等に対して交付される中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度など日本型直接支払の制度等をわかりやすく情報提供し、地域の農業者が制度を十分活用できるよう、さらには個人農業者でも制度を十分活用できるよう、積極的な制度周知を図られたい。

#### (10) JA京都やましろへの支援について

「JA京都やましろ（京都やましろ農業協同組合）」は、2023年度に「第3次やましろ農業チャレンジプラン」を策定され、10年後においても次世代に山城地域の農業が引き継がれるよう、持続可能な農業の実現のための具体的な実践活動を進めている。今後の地域農業振興を図るために行政としても「JA京都やましろ」との連携を強化し、官民一体となった地域農業振興に取り組むことが重要と考えるので、「JA京都やましろ」との連携をさらに推進されたい。

### 3 農業委員会の活動に対する支援について

#### (1) 農業委員会の機能強化に関すること

農業委員会は、農業者の利益代表機関として、各地区委員が地域農業者の

声を集約して、農地等利用最適化推進施策の推進について、日々奮闘しているところである。

「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定には、市に意見や施策の提言を行わなければならないと規定されている。さらに、同条第2項には、市が農業施策を実施するにあたり、提出された意見を考慮しなければならないと規定されていることを十分に留意されたい。

農業委員会のさらなる機能強化を図るため、農業委員には、地元から信望の厚い地域のリーダーとして活躍できる方を推薦していただくようになるとともに、3割の女性委員の確保と若手農業者を積極的に推薦できるよう、市は早い時期から地元区や農家組合メンバーと常に連携をされたい。

また、農業委員会は、農地法に関する業務に加え、農業経営基盤強化促進法等の一部改正（令和5年4月施行）により、「地域計画」の策定の基となるこれから農地活用の未来図である「目標地図」の作成が課せられた。そのことは、農地法に基づく農地の適切な管理・農地利用の最適化活動に加えて、将来の農地活用目標の策定が義務付けられたことで、農業委員・農地利用最適化推進委員の現場活動が、さらに責任の重い任務となり、委員の活動をサポートする農業委員会事務局の果たすべき役割と業務量もさらに大きくなっている。

こうしたなか、国としても農業委員会事務局の体制強化も打ち出しているところである。加えて、本市においては、他市になく都市開発が活発であり、農地の権利移動や転用など農地法に基づく協議や許可等の事務に忙殺されている現状がある。このような現状を踏まえ、地域で活躍する委員のサポート体制の強化のため、事務局職員の増員及び農政担当課に地域支援職員の配置を図られたい。

## (2) 農業委員会と市との連携強化に関するこ

「地区連絡会議」は、集落ごとに開催され、この度の「地域計画」策定の原動力となった。「地域計画」は、令和7年4月からの策定後も、地域の状態に応じて見直しをしていく必要があり、今後も定期的に「地区連絡会議」を開催していく必要があるが、農業委員会の委員だけでは継続的な開催は困難なことから、市の農政担当者、地域農業者、府農業改良普及所やJA等の関係機関が集まって、市主催の公式の協議機関としての位置付け（プラットフォーム化）をされたい。

さらには、「地区連絡会議」が、農地の最適化活動や地域計画づくりに留まらず、旧村単位の地域における農業・農村の振興を具体化するための拠点（ベ

ースキャンプ)となり、地域リーダーの育成・世代交代、新たな担い手の発掘や他所からの農業者の呼び込みなど、地域の課題解決に向けて話し合う場や地域農業者の相談窓口となるよう、市主導での継続的な開催を図られたい。

また、「地区連絡会議」等で話し合われた内容や提供された農業情報を、広く市民にも知ってもらうために、定期的に「広報ほっと京たなべ」にも掲載するようにされたい。

以上